

栗原市公告

公 告

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

栗原市長 佐 藤 智



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	森林の見込み面積	筆数	森林所有者数	経営管理権の終期	備 考
1	築館地区	4.55ha	12 筆	6 名	2031.3.31	整理番号 築 5 7 ～ 6 2
2	志波姫地区	0.25ha	1 筆	1 名	2031.3.31	整理番号 志 9
3	高清水地区	1.76ha	6 筆	5 名	2031.3.31	整理番号 高 2 6 ～ 2 8
4	瀬峰地区	3.17ha	8 筆	4 名	2031.3.31	整理番号 瀬 4 5 ～ 4 8
	計	9.73ha	27 筆	16 名		

2 縦覧場所

栗原市農林振興部林業畜産課（栗原市役所ふるさとセンター 2 階）

また、栗原市ホームページでも閲覧できます。

(<https://www.kuriharacity.jp/w019/030/010/001/PAGE000000000000009762.html>)

3 権利の設定

本公告により、栗原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定される。